

情報提供日	2023年(令和5年)1月10日
問い合わせ先	明石市総務局職員室 (担当: 中原、河野) 直通 078-918-5006 (内線 2420)

職員の処分について

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

令和4年9月16日、市内公園での高所作業車を用いた高木剪定作業において、安全な作業計画の立案、適切な指導・監督等が不十分であったため、無人の高所作業車が下り坂を約10m後退し、物損事故（園路の石垣及び車両の損傷）を起こしたものの。

2 処分対象者及び処分内容

No.	対象者	処分
1	都市局都市整備室緑化公園課 担当課長（57歳）	戒告
2	都市局都市整備室緑化公園課 作業長（53歳）	戒告
3	都市局都市整備室緑化公園課 自動車運転手（51歳）	訓告
4	都市局都市整備室緑化公園課 作業員（52歳）	注意

3 処分発令日

令和5年1月10日

【参考】再発防止のための取組

- (1) 安全作業要領における高所作業の内容の改訂、高所作業車の操作マニュアルの再確認
- (2) 作業計画の策定段階でのチェック、車止めの徹底、現場で作業前の確認などの見直し